

11/19(火)の発表



ウポポイ

NATIONAL AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS AND NPO

民族共生象徴空間

北海道白老町 2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時 11月19日(火) 9時00分

発表項目 (行事名)	北海道クリーン農業推進計画(第7期)【素案】に係る道民意見提出手続(パブリックコメント)の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した「クリーン農業」を推進していくため、平成27年3月に「北海道クリーン農業推進計画(第6期)」を策定し、施策を展開してきました。</p> <p>この度、現計画の期間が令和元年度で満了することから、新たな計画の策定に当たって、その素案に対するご意見を広く道民の皆様から募集する道民意見提出手続(パブリックコメント)を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象計画案の名称 北海道クリーン農業推進計画(第7期)【素案】 2 計画案及び参考資料の配付場所 <ul style="list-style-type: none"> (1) 北海道農政部食の安全推進局食品政策課ホームページ (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/clean/pbcomment.htm) (2) 次の場所での閲覧及び配付 <ul style="list-style-type: none"> ア 北海道農政部食の安全推進局食品政策課(道庁7F) イ 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター(道庁別館3F) ウ 各(総合)振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー エ 各(総合)振興局産業振興部農務課 3 意見等の募集期間 令和元年(2019年)11月19日(火)～令和元年(2019年)12月18日(水) 4 意見等の提出方法及び提出先 <ul style="list-style-type: none"> (1) 郵便 (2) ファクシミリ (3) 電子メール 5 その他 別紙 道民意見提出手続の意見募集要領のとおり 		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い	広く道民の皆様にお知らせし、多くのご意見をいただきたいので、積極的な報道をよろしくお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付 (場所)		
	同時レク		

担当 (連絡先)	農政部食の安全推進局食品政策課 クリーン・有機農業グループ 植村、高島 TEL: 011-231-4111 内線 27-696 / (直通)011-204-5431		
-------------	---	--	--

道 民 意・見・提・出・手・続・の・意・見・募・集・要・領

令和元年(2019年)11月19日

- 1 計画等の案の名称
北海道クリーン農業推進計画（第7期）【素案】
- 2 参考資料の名称
北海道クリーン農業推進計画（第7期）【素案】のポイント
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ（農政部食の安全推進局食品政策課ホームページ）への掲載(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/clean/pbcomment.htm>)
 - (2) 次の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道農政部食の安全推進局食品政策課（道庁7F）
 - イ 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局産業振興部農務課及び各振興局産業振興部農務課
- 4 意見等の募集期間
令和元年(2019年)11月19日（火）から令和元年(2019年)12月18日（水）まで
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部食の安全推進局食品政策課（クリーン・有機農業グループ）
 - (2) フaxシミリ 011-232-7334
 - (3) 電子メール shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和2年(2020年)2月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・faxシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・faxシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

農政部食の安全推進局食品政策課（クリーン・有機農業グループ）

電話 011-231-4111（内線27-696）

直通 011-204-5431

北海道クリーン農業推進計画（第7期）【素案】

I 北海道クリーン農業推進計画（第7期）について

1 計画策定の趣旨

道は、恵まれた自然条件を活かし、人、自然に優しい北海道農業の確立を目指して、平成3年（1991年）からクリーン農業を全国に先駆けて提唱し取組を進めている中、SDGsなどの動きに適切に対応し、持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業を推進するため、第7期計画として策定。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第5期農業・農村振興推進計画」（平成28年（2016年）3月）及び「北海道食の安全・安心基本計画（第4次）」（平成31年（2019年）3月）に沿った施策別計画であり、今後、道が進めようとする施策の展開方向を示すもの。

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）からおおむね5年間。

II クリーン農業について

1 クリーン農業の定義

クリーン農業とは、「堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の安定生産を進める農業」のこと。

2 クリーン農業の環境保全効果

- 農業には自然循環機能があり、農産物の生産とともに、有機物資源の循環や自然環境保全、良好な景観形成等の多様な機能を発揮。
- クリーン農業は、堆肥の施用による炭素の土中貯留や温室効果ガスの発生を抑制する効果、有機物による土づくりや化学合成農薬の使用量の削減による土壤微生物や天敵昆虫等の増加など、生物多様性の保全効果があることも明らかになっており、国連でSDGsが採択されるなど、持続性のある社会づくりに対する関心が高まる中で、北海道農業が消費者の信頼を得て、競争力を有した産業として発展していく上で、重要な取組。

3 クリーン農業推進計画の策定状況

- クリーン農業については、平成3年（1991年）からおおむね5年ごとに推進計画を策定・見直しを行いながら、農業者、関係機関・団体と一体となって取組を推進。
- この間、「北海道農業・農村振興条例」に環境と調和した農業の促進に資する施策として位置づけるとともに、「北海道食の安全・安心条例」には、農畜産物等の安全・安心の確保に資する施策として位置づけ、北海道農政における継続的で重要な施策。

III クリーン農業の現状と課題

1 クリーン農業の取組状況

« 現 状 »

- 道内において、堆肥等による土づくり、地域の慣行と比べた化学肥料や農薬の使用の削減のいずれかを実施している農業経営体の割合は、平成27年(2015年)に51%で、都府県35%に比べて高い割合。
- 単位面積当たりの農薬・主要肥料の出荷量は、クリーン農業がスタートした平成3年(1991年)と比べ、平成28年度(2016年)には農薬が39.1%、主要肥料が42.3%減少。このような状況から、クリーン農業は、着実に広がっている。

« 課 題 »

- YES!clean農産物や特別栽培農産物、有機農産物など様々な形態のクリーン農業に対して、理解の促進や技術の開発・普及、生産・流通・消費の拡大に取り組み、クリーン農業の安定した拡大を推進することが重要。

2 クリーン農業への理解促進

« 現 状 »

- クリーン農業による温室効果ガスの発生抑制や生物多様性保全の効果を出前講座やセミナー等を通じて、消費者にPR。

« 課 題 »

- 消費者に対して、クリーン農業で生産された農産物の表示制度や生産段階の取組を継続的に周知することにより理解を深めていくことや、農業者に対しても持続的な社会づくりに貢献するクリーン農業の実践をこれまで以上に普及していくことが重要。

3 クリーン農業技術の開発と普及

« 現 状 »

- クリーン農業技術は、これまでに435の技術が開発され、このうち化学肥料や化学合成農薬を5割以上削減する高度クリーン農業の技術は28技術、また、有機農業の技術は、29技術が開発され、農業者へ普及。

« 課 題 »

- これまで発生が見られなかった病害虫への対応や、土壤診断や栄養診断の高度化による施肥対応など、クリーン農業を支える栽培技術の一層の開発が必要。
- 高度クリーン農業や有機農業技術は、慣行栽培に比べて生産費の上昇や収量低下などがあり、安定した生産技術の開発が課題。
- 経営規模の拡大が進む中で労働力の確保が厳しい状況から、ICTなどの省力化技術を活用したクリーン農業技術の開発が課題。
- 地域に即した普及方法や生産者間での情報交流などより一層のきめ細やかな対応が必要。

- 異常気象に伴う冷害や高温障害などの気象災害が多く発生しており、クリーン農業を進めていくためには、農地の排水性などを改善する生産基盤の整備などが引き続き必要。

4 YES!clean農産物の拡大

《現状》

- クリーン農業で生産された農産物の栽培方法などを消費者等に効果的に伝えるYES!clean表示制度を創設し、さらに平成16年産(2004年産)からは化学肥料や化学合成農薬の使用を数値化した基準を定めて具体的な情報を表示し、消費者の理解と信頼が得られるよう推進。
- YES!clean登録生産集団は、構成員の高齢化をはじめ、手間やコストに見合った価格面のメリット感が少ないことなどから減少傾向にあり、平成30年度(2018年度)で263集団、一方で作付面積は増加傾向にあり、約1万8,000ha。
- 平成23年度(2011年度)からYES!clean農産物を原材料として利用する加工食品にYES!cleanマークを表示する取組を進め、平成30年度(2018年度)で、14事業者39商品が製造、販売。
- クリーン農業イメージキャラクターなど活用し、消費者に対するPR活動や親子生き物調査など環境保全効果に対する理解を促進。また、流通・販売事業者へYES!clean農産物の特徴を活かした販売方法を提案。

《課題》

- 新規の登録生産集団数が伸び悩み傾向にあり、平成29年度(2017年度)で、全道作付面積に占める割合は4.8%に留まっており、道産ブランドの信頼確保や产地の技術向上のため、YES!clean農産物生産の拡大が重要。
- YES!clean農産物の拡大のために、引き続き加工食品にYES!cleanマークを表示する取組を継続していくことが必要。
- YES!clean農産物の流通・消費を拡大するために、農業者が化学肥料や化学合成農薬の削減をするための取組を様々な方法で消費者や実需者に伝えていくことが重要。

5 有機農業の拡大

《現状》

- 平成16年度(2004年度)から有機農業者と消費者との交流促進や情報の発信、有機農業の安定生産を支える技術の開発等に取り組み、平成19年度(2007年度)からは「有機農業の推進に関する法律」に基づく「北海道有機農業推進計画」を策定し、総合的な施策を展開。
- 有機農業に取り組む農業者数は、平成29年度(2017年度)で510戸、取組面積は4,064haと減少傾向にあるが、一戸当たり面積は増加。有機JAS認証農業者数は、平成29年度(2017年度)で281戸、取組面積は2,694haで、ともに全国第一位。農業者数は減少傾向にあるが、面積は増加。
- 地域における技術交流や意見交換を図る農業者等のネットワーク活動の充実や地域を超えた交流や実践的な情報の収集・発信を推進。

- 有機農産物等の安定的な販路を確保するため、農業者と流通・販売事業者とのマッチングのため商談の場の提供や、販売情報等を発信。

《課題》

- 有機農産物は、消費者に高い価格に見合う価値が十分に認識されておらず、啓発による購入意欲の向上や、安定的な販路の確保が課題。
- 有機農業の生産が定着していくためには、市町村や農業者のグループなどが一体となって有機農業への参入者を支えていくことや、慣行農法からの転換を推進していくことが必要。

6 國際水準GAPの推進

《現状》

- 農産物生産で適正な手順や資材等の管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する生産工程管理である国際水準GAPは、農業経営力の強化などに役立つか、食品安全における農薬の適正使用や環境保全における適切な施肥、廃棄物の適正処理などを確実に行う取組であることから、クリーン農業を推進する上で効率的かつ効果的。
- セミナー等の開催による農業者の意識醸成や農業団体と連携した産地指導者育成などによる指導体制の整備、認証取得費用の支援などの取組の結果、平成31年(2019年)3月末現在、234農場が国際水準GAP(JGAP及びASIAGAP)の認証を取得。

《課題》

- 国際水準GAPの認証農場は増加しているが、一層の生産工程の改善や流通・販売事業者からのニーズの高まりに対応するために、更なる導入の拡大が必要。

IV 施策の推進方針と展開方向

1 クリーン農業への理解の促進

《推進方針》

- 環境との調和に配慮し、持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業に取り組む重要性を農業者に啓発するとともに、クリーン農業による温室効果ガスの発生抑制や生物多様性保全の効果などを、広く消費者や流通・販売事業者に発信して理解を促進。

《展開方向》

- SDGsなど持続的社会づくりが求められる中、農業者に対して、クリーン農業の重要性を伝達。
- 消費者に対し、クリーン農業イメージキャラクターの活用や、農業体験や生き物調査の実施、出前講座の開催等により、消費者が親しみやすい方法で理解を促進。
- 学校給食や地域イベントで、消費者と農業者との交流を推進。
- クリーン農業サポーター制度の創設など、消費者の理解を促進。

2 クリーン農業技術の開発と普及

« 推進方針 »

- 有機農業を含むクリーン農業の一層の普及・拡大を図るため、北海道立総合研究機構と連携しながら、新たな課題等に対応し、地域の条件に即し安定したクリーン農産物の生産に向けた農業技術の開発と普及を推進。

« 展開方向 »

(クリーン農業技術の開発)

- 総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術など、化学合成農薬を削減する技術の開発を推進。
- 新規・特異発生した病害虫対策を入れた技術の再構築を推進。
- 農薬を使わない防除法や高度な発生予察技術を積極的に活用し、化学合成農薬を削減する技術の開発を推進。
- センシング技術等を活用した土壌診断や栄養診断の高度化による化学肥料の使用を削減する技術の開発を推進。
- 農業者の高齢化や生産圃場の大規模化に対応するICTなどの省力化技術を活用した技術の開発を推進。
- これまで開発された技術を踏まえ、収量・品質を維持する安定した有機農業や高度クリーン農業技術の開発を推進。
- 病害虫に強い品種の開発を進めるとともに、緑肥や有機質資源の利活用など有機農業ならではの生産環境保全技術の開発を推進。

(クリーン農業技術の普及)

- 農業者が有機農業を含むクリーン農業を円滑に導入できるよう技術資料を作成・配布、また、作物別研修会の開催など農業者間の情報交換を促し、技術の普及を推進。
- 病害虫の効果的な防除のため、北海道病害虫防除所から高精度な病害虫発生予察情報を提供。
- 意欲のある産地に対し、現地実証や栽培基準づくり等に関係機関一体となって支援するなど、技術の普及を推進。
- 地域や農業者の状況に応じた課題やニーズを十分に把握して、新たな技術開発に活用。
- 「北海道施肥ガイド」の改定を行うとともに、「北海道における有機質資材利用ガイド」や「北海道緑肥作物等栽培利用指針(改訂版)」を活用。
- 農地の持つ潜在力を最大限に發揮させる農地の排水性の改善や土壤、土層の改良等、農業生産基盤を整備。

3 YES!clean農産物の拡大

« 推進方針 »

- 北海道のクリーン農業を牽引する「YES!clean表示制度」により、クリーンな道産農産物への一層の理解と信頼を得るとともに、クリーン農業に取り組む産地を拡大し、YES!clean農産物の拡大を推進。

« 展開方向 »

- 農業者に対するYES!clean表示制度の普及や栽培基準づくりの支援を進め、YES!clean登録集団の増加を推進。
- YES!clean登録集団間の技術交流を進めるとともに、農業改良普及センターによる技術指導を行い、安定した生産を推進。
- 消費者等に向けた出前講座の開催や農業者との交流、農業体験の機会等を通じて、YES!clean農産物のPRに努めるとともに、学校給食への利用促進や食育活動を推進。
- 化学肥料や化学合成農薬を削減するために、作業時間が増える栽培技術の導入や栽培環境の改善に取り組んでいるというストーリーを流通・販売事業者へ提供するなど、クリーン農業への理解の促進に努め、YES!clean農産物の安定した販路拡大を推進。
- 加工食品のYES!clean表示の取組拡大に向けて、食品加工業者へのPR活動を推進。
- 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマー認定のため、農業者に対して技術導入指導を推進。

4 有機農業の拡大

« 推進方針 »

- 有機農業への参入・転換の増加や経営の安定的な継続、有機農産物等に対する理解の醸成や販路の確保等により有機農業の拡大を推進。

« 展開方向 »

- 実践的な情報の提供による慣行農法からの転換や、新規就農希望者等へ担い手育成機関の分かりやすい情報提供による有機農業への参入や定着を促進。
- 有機農業者等による情報交換や研修活動、消費者との交流などネットワーク活動の充実や全道的な交流会の実施など、有機農業者等の地域を越えた交流を促進。
- 有機農業を志す移住希望者を積極的に受け入れ、活かそうとする地域との連携や有機農産物等を活用した6次産業化、食育の取組を促進。
- 有機農産物等の安定的な販路を確保するため、有機農業の情報発信や需要喚起に取り組むとともに、農業者と流通・販売事業者の商談の場の提供など、効果的なマッチングを促進。
- 道のホームページや啓発資料等により、有機農業に関する多様な価値等を発信するとともに、有機農産物等のPR販売会や農作業体験といったイベントを実施し、有機農業に対する消費者の理解を醸成。

5 國際水準GAPの推進

« 推進方針 »

- 環境との調和など、持続的な社会づくりに貢献するクリーン農業の取組拡大に向け、生産段階における国際水準GAPを推進。

« 展開方向 »

- 國際水準GAP導入の効果などについて、農業者に向けて周知し、導入に向けた気運を醸成。
- 地域の実情を踏まえた國際水準GAPの導入促進に向けて、農業団体とともに、農業者の支援体制を整備。
- 國際水準GAPの拡大に向けた産地指導の充実を図るため、指導者のレベルアップを促進。

V 計画推進のための各段階の取組

1 全道的な取組

農業者や消費者等に対し、持続的な社会に貢献するクリーン農業の理解を促進。また、「北海道クリーン農業推進協議会」が実施するYES!clean表示制度の運営やYES!clean農産物・加工食品のPR活動等を支援するとともに、有機農業の生産及び流通・消費の拡大に向け、有機農業への参入・転換、定着の促進や販路の確保、消費者の理解醸成を推進し、また、これまで以上に農業生産活動を通じた環境保全への取組を促進するため、国際水準GAPの普及を推進。

2 総合振興局及び振興局段階の取組

農業者に向けた理解の醸成や地域の実情に即したクリーン農業技術の普及に努めるとともに、YES!clean農産物のPR活動や有機農業者のネットワーク活動などを支援し、また、国際水準GAPの普及を推進。

3 市町村段階の取組

YES!clean表示制度の適切な運営や、登録を目指す生産集団への支援・指導など、クリーン農業を一層進めるための取組、また、有機農業に取り組む農業者の実態把握など有機農業の推進体制の整備や、クリーン農業の取組に役立つ国際水準GAPの情報提供が求められる。